

第1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

I 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要について

資料1

国民健康保険関係法令等により目黒区国民健康保険条例（以下「条例」という。）に委任された事項には、保険料の賦課及び徴収、保険料の減免又は徴収猶予、保険給付の実施などがあり、条例の改正は区議会の議決によることとなっている。

国民健康保険事業の運営に関する協議会においては、区議会の議決に先立ち、区長の諮問に応じて、「国民健康保険の条例改正について」を審議することとなる。

今回、審議する条例改正の内容は、大きくは次の2点となる。

① 令和3年度目黒区国民健康保険料率の改定に伴う規定の整備

⇒ 保険料率設定の考え方、具体的な保険料率の改正内容については、資料2・3を参照

② 平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正等による関係法令の改正に伴う規定の整備

⇒ 税制改正による国保制度への影響や法令改正に伴う改正内容については、資料4を参照

1 改正の対象となる条文

(1) 令和3年度目黒区国民健康保険料率の改定に伴う改正箇所

- 第15条の4、第15条の12、第16条の4
- 第19条の2第1号～第3号のイ・ロ・ハ

※保険料は、東京都から示される、その年度にかかる医療費に充てるための国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）の経費を被保険者に保険料として負担してもらうために毎年度改定することとなる。

（保険料の計算方法は、小冊子「国保のしおり」の9・10ページを参照）

(2) 平成30年度及び令和2年度税制改正等による関係法令の改正に伴う改正箇所

- 第15条
- 第19条の2第1項第1号、2号、3号
- 付則第2条
- 付則第3条
- 付則第8条

2 施行期日等

(1) 施行日 令和3年4月1日

(2) 経過措置

この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2、付則第2条及び付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によることとする。

付則第8条については、公布の日から施行・適用する。